（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十号記載上の注意中3．を4．とし、2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号、別紙様式第十二号、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十七号及び別紙様式第十八号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号第一面に次のように加える。

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号第一面に次のように加える。

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号の「未達債務の額等に関する報告書」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第二十三号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称のほか、掲示方法（掲示期間）について記載すること。

別紙様式第二十四号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．「当該行為が発生した営業所の名称」及び「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」については全て記載すること。

（資金清算機関に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式目次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第65条第1項の免許申請書又は法第77条の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式目次中記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第101条第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第101条第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第101条第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第101条第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第101条第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第101条第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。